

逗子の未来協議会 レポート（平成29年12月）

No.12

「逗子の未来協議会」とは（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップのことです。

第12回ワークショップテーマは「市長等・職員／議会・議員」

「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会のことです。

第12回目の逗子の未来協議会では、この中から特に市長にテーマを絞り、主に「市長」と「職員」について考えました。

市長の権限

市長は、市を統括し代表します。また、市が行う幅広い事務を管理・執行することができます。その他、副市長をはじめとした職員を任命し、指揮監督するのも市長の権限です。

＜地方自治法に定める市長の主な権限＞

- | | |
|------------|--------------|
| * 統括代表権 | * 事務の管理及び執行権 |
| * 職員の指揮監督権 | * 職員の任免権 |
| * 規則制定権 | * 総合調整権 など |

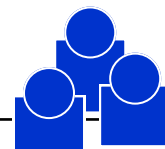


逗子市の市長はどうあるべき！？市長にルールは必要？

まず、「市長になりたい？」をテーマにアイスブレイク。ほとんどの方が、「なりたくない！」という結果でした。

その後、自分が市長ならば、どんな市長でありたいか、自分にどんなルールを課したいか。どんな市長ならば、いい市長だと思うのか等、事前に考えていただいたことを紹介しながら、市長に関するルールも含め「逗子市の市長はどうあるべきか」、また市長就任時に宣誓をルール化すると仮定して「宣誓文」について、グループで話し合いました。

「逗子市の市長はどうあるべきか」について、ワークシートに記載されたご意見を紹介します。



＜ビジョンを持つ＞

- ・ 長期的ビジョンを持ちながら、自治体の運営をマネジメントするスキルを有する人。
- ・ 夢をもち 語れる人、伝える努力ができる人。

＜広く意見を聞く＞

- ・ 小さなグループでも聞く場を設ける。
- ・ 若い人の意見を聞く。
- ・ 多数決で決まることからこぼれるもの、少数意見に光を当てることも市長の役割。

＜組織づくり＞

- ・ 市長の考え（理念、信念）が浸透している組織づくり。
- ・ 風通しの良い組織、職員を含めた組織づくり。

＜リーダーの資質＞

- ・ 民間経営感覚をもった目配りを適正に行う。
- ・ 指導力・調整力のバランスが取れる人。
- ・ ルールに沿いつつ現実を見ていく力。
- ・ しがらみを断ち、逗子のためにどうするか？を考える。

グループワーク「職員に期待すること」「自分たちはどうありたいか」

逗子の未来協議会では初めてとなる、市民グループ・職員グループに分かれてのグループワークでした。市民グループは「職員に期待すること」、職員グループは「自分たちはどうありたいか」というテーマでそれぞれ意見交換しました。

＜職員に期待すること＞ by市民グループ

- ・市長と市民の間をつなぐ、「要（かなめ）」としての役割、市民感覚を大切にしてほしい。
- ・新しいことに取り組む姿勢がほしい。
- ・行政文書は、市民にわかりやすく簡潔にしてほしい。
- ・市民意識や課題を常にキャッチできるセンスを備えることが大切。
- ・仕事の効率をよくしようとする意識を持つこと。
- ・市民の安全を背負っているという意識を持つこと。



＜自分たちはどうありたいか＞ by職員グループ

- ・市民の役に立ちたい。（「市役所」）
- ・広い視野を持ち、未来志向を大事にしたい。
- ・タフ＆ガッツ、へこたれない気概。
- ・本当に必要か？の視点を持つことで、無駄を省く。

※意見等は、市ホームページでご覧いただけます。

議会・議員について

市長と議員は、ともに直接選挙で選ばれる市民の代表で、車の両輪に例えられます。どちらかの車輪が大きくても小さくても、車はまっすぐに進みません。

市長について理解を深めるためには、もう一つの車輪である議会・議員についても知る必要があります。逗子市では、「逗子市議会基本条例」と「議会議員政治倫理条例」という条例で、議会・議員について定めています。

市長（首長）

行政事務を管理・執行する執行機関の長。条例、予算などについて議会に提案します。

議会

議員の合議制による議決機関。条例や予算の議決、決算の認定などをします。条例案の提案をすることもできます。

お出かけ円卓フォーラムのお知らせ

「もっと知りたい」にお答えします！

企画課職員が、自治基本条例に関心をお持ちの皆さんのところへ伺って説明を行います。概ね10人以上のグループでお申し込みください。